８消号外
令和８年（2026 年）10 月 29 日

長野県宅地建物取引業協会長　様

長野県危機管理部消防課長

住宅用火災警報器の適切な点検・更新及び感震ブレーカーの設置について(依頼)

日頃から、本県の消防行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

住宅用火災警報器については、平成 22 年４月１日よりすべての住宅へ設置が義務付けられており、貴協会加盟企業においても、管理する物件への設置を進めていただいているものと承知しております。

住宅用火災警報器が適切に機能するためには、定期的な点検を行うとともに、設置から 10 年を目安に機器の更新が必要となります。

また、住宅火災による被害を軽減するためには、火災の発生そのものを防ぐ取組も重要です。大規模な地震直後には火災が多く発生し、その約７割が電気による火災（通電火災）であることが分かっています。このため、通電火災を防止するための、感震ブレーカーの設置促進が急務となっております。

こうした状況を踏まえ、県では住宅用火災警報器の適切な点検・更新及び感震ブレーカーの設置促進に向けた啓発を実施することとしました。

つきましては、別添のとおり広報用パンフレットを送付させていただきますので、貴協会加盟企業に対して、管理される物件における住宅用火災警報器の適切な点検・更新及び感震ブレーカーの設置について周知をいただきますようお願いいたします。

（問合せ先）
担　当　　消防課消防係　荒井、松沢
電　話　　026-235-7407
ＦＡＸ　　026-233-4332
電子メール　shobo@pref.nagano.lg.jp